

## 【秋田県環境保全センター御利用の皆様へ】

令和8年4月

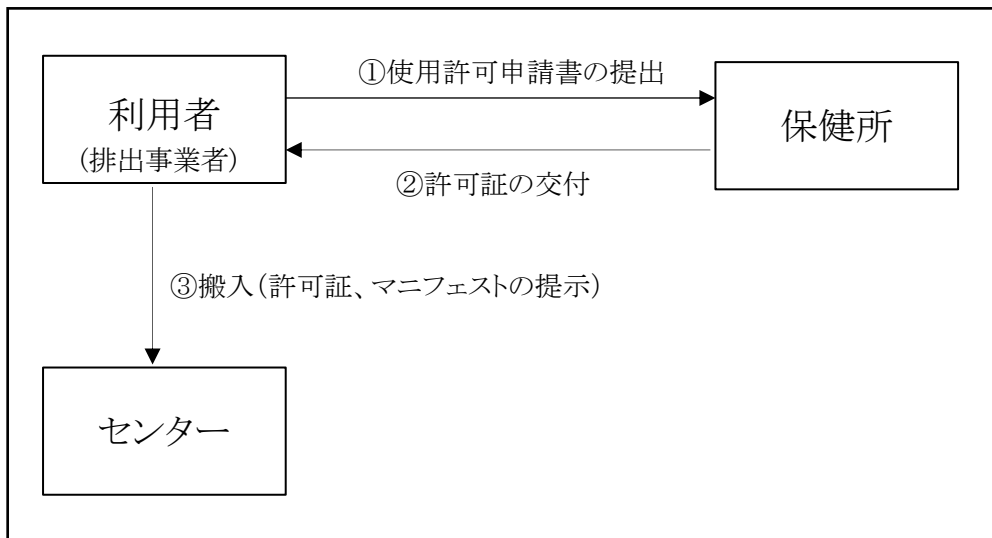
秋田県では、県内の中小企業等から排出される産業廃棄物の処理を補完し、生活環境を保全するため、秋田県環境保全センター（以下、センターという。）を設置していますが、その管理・運営は指定管理者である一般財団法人秋田県総合公社が行っています。

事業所の皆様には、秋田県が定めるセンターの「条例」や「管理規則」の他、次の事項に御留意の上、御利用くださるようお願いします。

### 1 使用手続き

#### (1) 許可証の交付

センターの使用に際しては、下図の要領により最寄りの県の保健所（以下「保健所」という。）で許可証の交付を受けてください。 ※秋田市保健所では受付しておりません。



#### (2) 許可証の使用期間

##### ① 次に該当する場合は最大1年とする

- イ 安定無害化を証明する書類の添付を要する産業廃棄物を搬入する事業者
- ロ 中間処理後産業廃棄物を搬入する中間処理業者
- ハ 年間の搬入上限量の合計が1,000トンを超える事業者

##### ② ①に該当しない場合は最大3年とする

##### ③ 次のいずれかに該当する場合は①②の使用期間を1年延長することができる

- イ ISO14001 又はエコアクション 21 の認証を取得している場合
- ロ 環境保全センターの使用に関し電子マニフェストを使用する場合
- ハ 産業廃棄物の収集運搬を優良認定事業者へ委託する場合

- ④ 建設工事の一定期間だけ産業廃棄物を搬出する場合は、工事期間として適当な期間（スポット）とする。ただし、小規模工事のみを複数扱う場合は、全ての工事期間を合わせた期間（3年以内）とする。

(3) 許可申請書に必要な添付書類

① 事業者（中間処理業者を除く。）が自ら搬入する場合

- イ 搬入する車両の自動車検査証の写し（電子化されたものは、自動車検査証記録事項の写しも必要）。また、その車両がリースである場合は、リースに係る契約書の写し。
- ロ 有害物質を含む可能性のある産業廃棄物（燃え殻、汚泥（石綿含有仕上塗材が廃棄物となったものを除く。）、鉱さい、ダスト類〔ばいじん〕）を搬入しようとする場合は、産業廃棄物が安定無害化していることを証明する書類。

（安定無害化を証明する書類の要件）

- イ 書類の発行日が申請日から遡って1年以内であること。
- ロ 安定無害化していることを証明する必要がある有害物質の種類は、廃棄物の種類ごとに、別表1及び別表2のとおりとする。
- ただし、当該廃棄物の発生工程、使用原材料によっては、項目の追加を求め、又は省略を認めることがある。

ハ 搬入する廃棄物を取り扱うに当たって注意が必要な場合は、注意事項に係る情報を記載した書類（廃棄物データシート等）

- ・腐敗や揮発等の性状の変化に関する情報
- ・他の廃棄物との混合等により生ずる支障に関する情報

ニ 搬入する産業廃棄物が廃石綿等であるときは、廃棄物の種類や性状等を確認するための書類（大気汚染防止法第18条の17第1項の規定に基づく特定粉じん排出等作業実施届出書の第1面（別紙も含む。））の写し

② 事業者が産業廃棄物収集運搬業者に委託して搬入する場合

イ 産業廃棄物収集運搬業者との委託契約書又は仮契約書等の写しであって、産業廃棄物の処理場所として環境保全センターが記載されているもの。なお、優良認定事業者に委託する場合は添付を省略できる。

ロ ①ロ～ニに規定する書類

ハ 複数の収集運搬業者に委託する場合は、各収集運搬業者との委託契約書又は仮契約書等の写し

※ 仮契約書等：収集運搬契約する旨を記載し、両者が押印した覚え書き等

③ 中間処理業者が中間処理後産業廃棄物を搬入する場合

イ 自ら運搬する場合は、産業廃棄物収集運搬業の許可証の写し

ロ 産業廃棄物収集運搬業者に委託して搬入する場合は②イに規定する書類

ハ ①ロ～ニに規定する書類

ニ 秋田市内に処理施設が所在する場合は、直近に閉鎖した廃棄物処理法第 14 条第 17 項に規定する帳簿又は産業廃棄物処分実績報告書の写し

ホ 中間処理産業廃棄物の搬入上限量が年間 1,000 トン以上の場合は、最終処分量の減量化に関する計画書

④ その他

イ (2)③により使用期間を延長する場合は、その根拠となる資料

ロ 行政書士が申請手続きを行う場合は、次のいずれかの書類

- ・末尾又は欄外に作成年月日及び行政書士名が記載され、職印が押印された申請書の原本
- ・排出事業者の委任状及び行政書士が押印している申請書の原本

(4) 許可内容の変更手続

交付を受けた使用許可証の内容を変更したいとき、又は変更が生じたときは、使用許可を受けた保健所で次の手続を行わなければならない。

なお、原則として、廃棄物を排出する事業所の所在地の変更、使用期間の延長(排出の形態がスポットの場合を除く。)及び搬入上限量を 1,000 トン/年以上とする変更はできないものとする。

① 搬入する廃棄物の種類を追加又は搬入上限量を増やしたいときは、使用許可申請書(様式第 1 号)を提出して許可を受けなければならない。

(添付書類)

- ・変更しようとする使用許可証の写し
- ・追加する廃棄物の種類が、燃え殻、汚泥(石綿含有産業廃棄物を除く。)、鉱さい、ダスト類[ばいじん]の場合は、(3)①ロに規定する書類
- ・追加する廃棄物の種類が、廃石綿等の場合は、(3)①ニに規定する書類
- ・搬入する廃棄物を取り扱うに当たって注意が必要な場合は、(3)①ハに規定する書類

② 変更する内容が①以外のときは、記載事項変更届出書(様式第 3 号)を提出して、使用許可証の訂正を受けなければならない。

(添付書類)

- ・車両及び運搬受託者を追加する場合は、(3)の例による。

③ 変更内容が①と②のどちらにも該当する場合は、全ての変更内容を記載した使用許可申請書(様式第 1 号)を提出して許可を受けなければならない(記載事項変更届出書(様式第 3 号)の提出は不要)。

(添付書類)

- ・変更内容に応じ、①及び②に規定する書類

※変更後の使用許可証の交付時に、変更前の使用許可証の原本を保健所へ返却すること。

## 2 搬入の際の遵守事項等

(1) 産業廃棄物収集運搬業者に委託して産業廃棄物を搬入する場合は、センターの使用許可証の写し、当該廃棄物に係る産業廃棄物管理票(マニフェスト)又は受渡確認票(電子マニフェストを利用している場合)、産業廃棄物収集運搬車両の一覧をセンターの窓口に提示してください。

排出事業者が自ら産業廃棄物を搬入する場合は、センターの使用許可証を提示し、直接搬入者用搬入申出書を提出してください。

窓口において御記入いただく場合には、後続の利用者に配慮し、受付を後回しとする場合がありますので、係員の指示に従ってください。

(2) 搬入する産業廃棄物が燃え殻、汚泥(石綿含有産業廃棄物を除く。)、鉱さい、ダスト類[ばいじん]の場合は、安定無害化していることを証明する書類(発行日が搬入日から遡って1年以内のもの。)をセンターの窓口で提示してください。

センターの使用が許可されている期間に、当該書類の有効期限が過ぎてしまう場合は、改めて分析を実施し、受付窓口に提示してください。

製造工程の変更や設備の更新等により、搬入する廃棄物の性状やその廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項に変更があった場合は、速やかに使用許可を受けた保健所に連絡をお願いします。

(3) 廃棄物の搬入にあたっては、令第6条第1項第1号イ又は令第6条の5第1項第1号に規定する運搬時に携帯すべき書類を携帯してください。

(4) 廃石綿等及び石綿含有仕上塗材等を搬入する場合は、飛散防止のための措置を講じたことが分かる書類(廃石綿等措置状況報告書)を提出してください。

廃石綿等及び石綿含有産業廃棄物を搬入する場合は、別に定める「廃石綿等及び石綿含有産業廃棄物の搬入に関する注意事項」を遵守してください。

(5) 搬入できる産業廃棄物の形状は、縦1m、横1m、奥行き1mを限度とします。

(注意)

- ・畳は切断等することなく搬入できます。
- ・廃タイヤについては、最大径おおむね 15cm 以下に破砕してください。
- ・廃プラスチック類については中空の性状でないものとします。
- ・廃プラスチック類のうちシート状の形状であって1m以上のものは、袋詰め又はひもで結び、縦・横・奥行き1m以下に収めたうえで、荷下ろしの際に広がらないように固定して搬入してください。
- ・廃石綿等及び石綿含有産業廃棄物について、1m以下に切断することが困難な場合は、事前に使用許可を受けた保健所と協議してください。

(6) 廃石膏ボードは他の産業廃棄物と混合することのないように区分して積載し、搬入してください。

(7) 廃棄物を搬入する車両には、令第6条第1項第1号イ又は令第6条の5第1項第1号に規定する表示(運搬車両の表示)を行ってください。

(8) 許可された年間搬入上限量を超過しないようにお願いします。

### 3 センターでの廃棄物の取扱い

廃棄物の搬入にあたっては、必ず現地係員の指示に従ってください。

#### (1) 搬入できる廃棄物

- ① 燃え殻（安定無害化したもので含水率が80%以下のもの。）
- ② 汚泥（無機性の汚泥にあたっては、安定無害化したもので含水率が80%以下のもの。有機性の汚泥にあたっては安定無害化したもの。ただし、含水率が80%を超える有機性の汚泥については知事が認めたものに限る。）
- ③ 廃プラスチック類
- ④ 紙くず
- ⑤ 木くず
- ⑥ 繊維くず
- ⑦ ゴムくず
- ⑧ 金属くず
- ⑨ ガラスくず・陶磁器くず
- ⑩ コンクリートくず・がれき類
- ⑪ 鋳さい（安定無害化したもの。）
- ⑫ ダスト類〔ばいじん〕（安定無害化したもので、含水率が80%以下であり、かつ、飛散しないよう措置を講じたもの。）
- ⑬ 廃石綿等（特別管理産業廃棄物に限る。）
- ⑭ 石綿含有産業廃棄物（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた廃石綿等以外の産業廃棄物であって、石綿をその重量の0.1%を超えて含有するもの）
- ⑮ 石綿含有仕上塗材等（石綿含有仕上塗材が廃棄物となったもの及び石綿含有仕上塗材除去事業に使用した用具等であって、石綿が付着しているおそれがあるもの）
- ⑯ 石綿含有けい酸カルシウム板第1種等（石綿含有けい酸カルシウム板第1種が廃棄物となったもの及び石綿含有けい酸カルシウム板第1種の除去時に使用した用具等であって、石綿が付着しているおそれがあるもの）

(2) 搬入できない廃棄物 (例示)

- ① 産業廃棄物のうち次に掲げるもの
- イ) 廃油、廃酸、廃アルカリ、動植物性残渣、動物系固形不要物、動物のふん尿、動物の死体、最大径 15 cm 以下に破砕されていない廃タイヤ
  - ロ) 安定無害化していない燃え殻、汚泥、鉱さい、ダスト類
  - ハ) 含水率が 80% を超える燃え殻、汚泥、ダスト類。ただし、有機性の汚泥の含水率については、85% を超えるもの。
  - ニ) 冷蔵庫 (冷凍庫を含む。)、洗濯機、衣類乾燥機、テレビ、エアコン、OA 機器等 (電子回路基板がついたままの電子機器等を含む。)  
個別のリサイクル法等により処理ルートが確立されているもの
  - ホ) 廃プラスチック類のうち魚箱やリサイクル可能な廃発泡スチロール及び鉛が付着した漁網
  - ヘ) 廃プラスチック類であって中空の形状のもの
  - ト) PCB 汚染物、感染性産業廃棄物等の特別管理産業廃棄物に該当するもの (廃石綿等を除く。)
  - チ) 木くずのうち重金属類などによって防汚処理がされているもの
  - リ) 産業廃棄物処理法施行令第 6 条第 1 項第 3 号ハの括弧書きで規定される有害な産業廃棄物
  - ヌ) 蛍光灯などの水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等
  - ル) 太陽光パネル等の火災の原因となり得るもの
  - ヲ) 荷下ろしの際に縦 1 m、横 1 m、奥行き 1 m に収まらない形状のもの (畳、廃石綿等、石綿含有産業廃棄物を除く。)
  - ワ) その他、埋立に適さないと認められるもの
- ② 一般廃棄物
- (例) 清涼飲料水等の空き缶、空き瓶及びペットボトル、新聞、雑誌、一般廃棄物である廃タイヤ、剪定枝及び伐木、粗大ごみ、家屋解体時の残置物 (産業廃棄物でないもの) 等

#### 4 受入拒否の要件

(1) 次の要件に該当するときは受入を拒否します。

- ① 使用許可証を提示しないとき。
- ② 搬入しようとする廃棄物が使用許可証に記載されている産業廃棄物の種類に含まれていないとき。
- ③ 産業廃棄物管理票若しくは受渡確認票（電子マニフェストを使用している場合）又は直接搬入者用搬入申出書を提示しないとき。
- ④ 燃え殻、汚泥（石綿含有産業廃棄物を除く。）、鉱さい、ダスト類〔ばいじん〕の搬入に際し、安定無害化していることを証明する書類を提示しないとき。
- ⑤ 廃石綿等及び石綿含有仕上塗材等の搬入に際し、飛散防止のための措置を講じたことが分かる書類（廃石綿等措置状況報告書）を提示しないとき。

(2) 次の要件に該当するときは受入を拒否することがあります。

- ① 搬入できない廃棄物又は規格に合わない廃棄物を搬入しようとしたとき。
- ② 使用許可証に記載のない車両で搬入しようとしたとき。
- ③ 使用許可証に記載された「許可の条件」に違反したとき。
- ④ 搬入する廃棄物の温度が60℃以上のとき。
- ⑤ その他、不適切な搬入と認められるとき。

#### 5 使用許可取消等の要件

次の要件に該当するときは、センターの使用の許可を取り消し、又は使用の中止を命ずることがあります。

- (1) 搬入できない廃棄物、又は規格に合わない廃棄物の搬入により、廃棄物の受入拒否を受けたとき。
- (2) 使用許可証に記載された「許可の条件」に違反した廃棄物の搬入により、受入拒否を受けたとき。
- (3) 繰り返し指定管理者の指示に従わなかったとき。
- (4) 不正な手段により許可を取得しようとしたとき、又はしたとき。
- (5) 使用許可証を他の者に貸与や譲り渡しをしたとき。
- (6) 搬入量の上限を超過したとき。

#### 6 利用時間及び休日

(1) センター利用時間：午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後4時まで

(2) 休業日：土曜日、日曜日、祝祭日並びに1月2日、3日及び12月31日

## 7 使用料

センターの使用料は、次のように定められています。

単位:50 キログラム

区 分	使用料金(消費税含む。)
1 燃え殻及び無機性の汚泥	720円
2 有機性の汚泥(含水率80%以下のもの)	710円
3 有機性の汚泥(含水率80%を超えるもの)	1,090円
4 廃プラスチック類及びゴムくず	2,110円
5 廃発泡スチロール	5,600円
6 紙くず及び繊維くず	1,490円
7 木くず	1,720円
8 金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず	620円
9 コンクリートくず、鋳さい、がれき類及びダスト類	610円
10 廃石膏ボード	1,090円
11 廃石綿等(特別管理産業廃棄物に限る。)	520円

(注1)重量に50キログラム未満の端数がある場合は、50キログラムに切り上げて料金を計算します。

(注2)同一車両に料金の異なる廃棄物が混載されている場合は、高い方の料金が適用されますので、出来る限り分別して搬入してください。

(注3)上記料金に別途、産業廃棄物税(1,000円/1トン)が加算されます。

## 8 その他

センター利用について御不明な点がございましたら、下記あてに御相談ください。

一般財団法人秋田県総合公社 環境保全事務所(秋田県環境保全センター指定管理者)

〒019-2413 秋田県大仙市協和上淀川字雨池沢45

TEL 018-892-3045

FAX 018-892-3226

**(参考)**

県の保健所

- 大館保健所(兼)北秋田保健所  
〒018-5601 大館市十二所字平内新田237-1  
TEL:0186-52-3954
  
- 能代保健所  
〒016-0815 能代市御指南町1-10  
TEL:0185-52-4331
  
- 秋田中央保健所  
〒018-1402 潟上市昭和乱橋字古開172-1  
TEL:018-855-5173
  
- 由利本荘保健所  
〒015-0001 由利本荘市水林408  
TEL:0184-22-4121
  
- 大仙保健所  
〒014-0062 大仙市大曲上栄町13-62  
TEL:0187-63-3694
  
- 横手保健所(兼)湯沢保健所  
〒013-0033 横手市旭川1丁目3-46  
TEL:0182-45-6139
  
  
- ◎秋田県循環型社会推進課 廃棄物対策チーム  
〒010-8570 秋田市山王4丁目1-1  
TEL:018-860-1624